

# 假名遣の歴史

山田 孝雄

## 序

今本書を世に公にするに及び、一言を序せむと考へしが、頃日東北帝國大學法文時報第九號に掲げし次の意見は本書の序言とすべき點少からねば、とりて、こゝに收めて序にかふる事とせり。

### 國語の理解と國運の消長

題は少々大袈裟であるが、簡単に要點だけ述べる。

明治維新の時、開國進取の國是を定められてから、外國の文化を吸収して、所謂皇基

を振起せむと極力つとめて來た事が我が國を歐米の文明國に劣らぬ地位に導いたといふ事はいふを待たない。併しながら維新以後今日に至るまでの過ぎ來た跡を顧みると、各方面に随分危険な道を通つて來てゐるし、今後も深く注意せねばならぬ點が多々あると思はれる。

今、國語の上になつても同じ様な事が明かにいひ得るのである。後には國家主義の文部大臣になつた森有禮が國語を廢して、英語を以て、これに代へようといふ意見を發表し、歐米の學者に或は誠められ、或は笑はれて、はじめて思ひ止まつた事などは危険極まる話であつた。しかしこれは森一人だけの話ではないであらう。名はいはぬが大臣だつた事のある或る高官は數年前死ぬまでかやうな意見を懷いてゐたのは事實である。かやうな人々は國語といふものは國民の古來の貴重な精神を蓄積してある重要な寶庫であるといふ事を知らないのであるらしく思はれる。かやうな人々が國民の指導者として立つて行くといふ事ではその結果はいふまでもないではないか。今日あわてゝ思想善導などゝさわがねばならぬやうになつたのは國民思想が弛緩したと考へるからであらうが、その思想を弛緩させるやうになつた原因は種々あるであらうが、その重要な原因の一として國語を虐待してゐる事をかぞへる事が當然であると考へる。

我が國のすべての國民が我が國語に對してどれ程の尊敬を捧げ、どれだけの理解をしてゐるであらうか。今こゝに假名遣を一例にとる。若し、これが英語とか獨逸語とか

であれば、かの綴の中の一字それも發音もしない文字一つを落しても、教師は眞赤になつてきめつける、生徒は眞青になつて謝まるのであつて戰々競々として慎み畏んでゐる。それは勿論結構な事と思ふ。所が我が假名遣になると、どうであるか、教師も生徒もなんだ假名の一字や二字位どうでもよいでないかと思つてゐるのは事實ではないか。さうして文教の府が破壊の見本をつくり、他の官省が得たり畏しと之を實行するといふ恐しい物凄い状態を呈してゐる。さうしてそれが政治問題にせられさうになると、あわてゝ中止するといふ有様であつて、國語の尊敬などが、今の大官などの頭の中に有るか無いかゞ疑はれる。

國語を尊敬せよといふ。これに對しては誰も異論は表面唱へぬであらうし、又賛成もするであらう。然しながら、どこにその國語尊敬の事實が認められるのであるか。日常見る新聞や雑誌にあらはれてくる事がどれ程の尊敬を國語に捧げてゐるといふ事を示すか。私はかへつて反對の事柄を常に見せつけられてゐるのである。

國語を尊敬するといふ事さへ、今は不十分であるが、私はたゞ尊敬するといふだけでは足らないと思ふ。國語は正しく理解せられねばならぬ。私の常に思つてゐる事であるが、私は國語の理解の正しいと否とが、場合によれば國運の消長にまで影響するといふ事を考へてゐる。

かやうにいふと、きさまはそんな大きな事をいふが、何ぞ理由でも證據でもあるかと

いふ人もあらう。そこで私は一つの例をあげる。それはかの名高い慈鎮和尚の著した愚管抄の中にある語である。「天照大神は百王を守らせ給ふ」といふ様な話が古來傳はつてゐたが慈鎮は如何に之を解したか。彼は「神武天皇の以後百王ときこゆるすでのこりすくなく、八十四代にもなりにける。」といつたり、又今「百王の十六代のこりたる程云々」といつたりしてゐる。慈鎮のやうに考へてくると、我が日本國はこの後段々に心細い事になつて行くといふ事は争はれない。さうして、かやうな説は彼一人でなくその後の所謂識者も同じくいつてゐたのであつた。かやうな心細い世の末になつたといふ思想が、日本人の精神を弱め、國民精神の統一力を弛めたといふ事はいふまでもあるまい。かやうな思想が、かの南北朝の大混亂をひき起す遠因となつて居ると私は考へる、さうして九十六代の天皇の時から大亂が起り、九十九代の天皇に至つて南北合一といふ一大事件に一往の局を結んだ。百王といふ語の慈鎮流の解釋が、事實通りになつたといふべきであるまいか。

然しながら慈鎮の解釋はもとより誤りである。北畠親房は「十々の百にあらざるべし。窮なきを百といへり。」といつて世俗の誤を正さうとした。誠にその通りである事はこれ亦いふをまたないが、親房がそれをいつたのは九十七代の天皇の時であつた。あと三四代だけしか無いと考へられてゐた時であるから、大勢を挽回するといふ事は大水を片手で防ぐといふ有様で不可能であつた。しかし、親房のこの正しい解釋は當時效が

無かつたが、後の明治維新を起す指導精神となつたので、やはり國運の消長に影響してゐる。

右の一例でも國語の解釋の仕方が思想を指導し、延いて國家の盛衰にも及ぶといふ事があるといひ得ると思ふ。所で慈鎮和尚は國語を輕んじたのかといふに決してさうではないのみならず、鎌倉時代第一の國語尊重論者であつた事は愚管抄や拾玉集に明かに證據を残してゐる、然るに、この人が「百王」といふ語に對してかやうな解釋をとつたのであつた。慈鎮和尚は生前天台座主であつて、その地位が、今ならば、大學總長といふやうなものに似てゐるのである。この知識階級の大先達が、かういつたのであつて見れば、その他の人々がさう考へたのも無理ではなかつた次第である。

そこで私のいひたい事は、國語を尊敬するといふ事だけではまだ足らない。國語を正當に理解する事がその上に大切であるといふのである。所で今の世の有様は果してどうであるか。これは世の識者に對して十分に考へて戴きたい重大な事件であると思ふのである。

昭和四年六月一日 山田孝雄

## 第一章 假名遣の起源

假名遣とは字義よりいはず、假名を用ゐて、言語を書きあらはす方法といふ義なるが、吾人が用ゐる所はざる廣汎なる意義にあらずして、假名を用ゐて國語を書きあらはす間に紛はしきものを正しく用ゐる上に存する一定の規律をさす。されば實地の問題としては如何なる場合に如何なる假名を用ゐるべきかといふことをさすものたるなり。

惟ふに假名が漢字より脱化して國語を記載するものとして成立せし當初にありては、當時の國民の意識せる音の單位とその假名の箇々とが大體に於いて對應すべくして生成せしものなるべきは疑ふべからざるものなれば、その時代にありては、この假名遣といふ如き事は問題とはならざりしものたりしならむ。然れども言語は不斷に動き流れてやまず、時をふるにつれて漸く形をかふるに至るべきは自然の勢なりとす。然るに文字はすべて有形のものなれば、一旦成立せば固定的となりて變化を生ずることなし。さればその假名がたとひ音字なりとすとも、そのある音に對しての假名といふものは、その語音の變化ありたる場合にもその音の變化に伴ひてうつることなきものなり。この故に假名成立以後相當の年代を経過せば、その假名と實際の國語の發音との間に多少の齟齬を生ずるに至るべきは自然の事なりとす。この齟齬は或は新しく生じたる語音をあらはすものが、その假名の中に存せぬ場合もあるべく、又假名は古のまゝに傳はりた

れど、語音は變化して、それに相當する音の行はれずなりたるもあるべく、又その假名に相當する音は存しながら、特別の語にかぎりてその發音のかはれるものもあるべきが如き種々の場合生ずべし。

かくて新しく生じたる語音をあらはすものが從來の語音に存せぬ場合に於いて、必ずその音を実際の通りに之をあらはさむとする時には別にそれに相當すべき新しき文字を制定するか、若しくは從來の文字を借りて之をあらはさむとするに至る。かくの如くにして、新しき文字の生れ、古き文字の亡び行く場合には問題は無けれど、若し、上述の如き結果として、一の文字が二三様に用ゐられ、二三の文字が同じ様なる語音をうつすに用ゐらるる如き状態を呈する場合に於いては、こゝにそれらを如何に使用せば可なるかの問題を生ず。

以上は一の字と一の音との對應如何といふ問題なるが、尙ほその外に、一の語をある數箇の文字の集團にてかきあらはせる場合（「ウグヒス」の如きに）、その一綴の文字の一團が、それに對應する一の語即ちある觀念を代表すと意識せられたる場合に、その一團中の或る文字の發音が、一字としての場合の發音と異なる場合を生ずることあり。かゝる場合には前述の一字と一音との對應如何といふ問題ももとより存すべきが、その外に別に、その一語内に於ける或る文字と或る音との對應如何といふ問題を生ず。たとへば「ウグヒス」といふ場合に「ヒ」一字は「ヒ」の音をあらはすことは疑ひなければ

「ウグヒス」の場合には「ヒ」と發音せずして「イ」の如く發音する如きこれなり。かくの如き場合にそれを「イ」とかくべきか「ヒ」とかくべきかは、單に發音と文字との對應如何といふが如き單純なる問題にあらずして、これを從前の如くかきて然るべきか、改めてかくべきかは、その語の一箇としての社會的認識如何といふ問題に逢着するものなり。これを顧みずしてこれをたゞ一箇の文字の使用法に止まるといふが如きはこの一綴の一團が、單なる文字の叢りにあらずして一個の觀念の外形たることを忘れたるものといふべきなり。かくの如くなれば、こゝにたとひ一字にせよ、その假名遣の問題は一個の音字の問題にあらずして、一の語の外形を如何に取扱ふべきかの問題にして、同時にそが文化を有する國民なる場合に於いては祖先の文化を如何なる形式によりて繼承すべきかの問題とも化するものたりとす。

然れども、その發音の變化せるものが、なほ甚だしき多數に上らざる間は多少之に注意するものありとしても未だ一般に之に注意せざるが故に世上の問題とはならざるべきが、その甚しくなるに及びては何等かの事情を動機として、こゝに世の問題として意識的に論議せらるゝに至るべきなり。

然れどもかくの如き場合に於いてもなほ人々面々にその是とする方法をとりて之を用ゐるものとせば、こゝに多少の問題は存すといふとも、一定の法則によるものにあらずとするときは未だ學術上の問題とも實際上の問題ともならざるなり。然れどもさる



わがまゝ勝手なる事は社會生活の上には行はれざることにして、早晚一定の方式によりて社會共通の使用法を立てむことを要求するに至るべきは道理を以て進退せむとする文化國に於いては必然の勢なりとす。かくの如くにして、それら文字の用ゐ方に於いて合理的の方法によりて之を一定し、各人の勝手に使用する弊を矯めむとするに及びて、こゝにその文字の用ゐ方即ち假名遣といふものが、學問的又實際的問題として興り來るものなりとす。

わが國の假名遣といふものは上の如き事情に基づきて生じたるものたることは疑ふべからず。今本邦の言語と文字との交渉の歴史を見るにその假名の生成せる時代は今論ぜず。その假名と語音との間に多少の齟齬を生じたりしかのア行の「エ」とヤ行の「エ」との區別がなくなりし時代に既に起れりと認めらる。この二者の區別ありしことはかの「あめつち」歌に於いて既に認めらるゝ所なるが、その假名の上の實際を見るに、萬葉集の假名に於いてこの區別の略認めらるゝを見る。然れども、普通の體の假名にありては平假名にありてはア行の「エ」なるべき「え」とヤ行の「エ」なるべき「ゑ」とが混一して考へらるゝのみならず、片假名にありてはヤ行なるべき「エ」一個のみなるが、これらの事は假名遣の上の問題とはせざれば所謂伊呂波四十七文字を如何に正當に使用すべきかの問題が實際の假名遣たりしならむ。

惟ふにわが國にありて假名遣の研究の起りしは何時頃よりなるべきか。この研究の

起らむには、その前に、その混乱時代の存すべきはもとよりなるが、倭名類聚鈔にはこの混乱の存するを見ねば、それより後なることは考へらるゝ所なり。而してこの混乱は何時頃より起れるか。今より明確に知り難きことなりといへども、奈良朝の頃に既に端を發したりと見ゆ。而してそは「ア」行の「エ」や行の「エ」の混同と並行してハ行の「ホ」を「ヲ」とせしものを見る。「杲鳥」（カヲトリ）卷十にこの字を用ゐる。（卷三、卷十に「容鳥」とかき、卷六に「貌鳥」とかき卷十七に「可保等利」とかけり。）「朝杲」（アサカヲ）（卷十にこの字を用ゐる。卷八、卷十に「朝貌」とかき、卷十四に「安佐我保」の杲は「カヲ」といふ音をあらはせる文字なるが之を以て「カホ」の語を記すに用ゐたり。但しこの一二例を見るのみ。又寛平昌泰間に編せし新撰字鏡には「ウルハシ」といふ語に限りて「宇留和志」とかけり。（焯「嗟」「嬋媛の訓」これも亦この語に限りて、發音のかはれることを見るべし。（この語のみの假名遣は西大寺の金光明經にも見ゆ。）然れども、これらは所謂漸をなせるものにして、未だ大勢を支配せりとは見えず。かくて漸く變遷の著しく見えそむるに至れるは平安朝の中期以後なるべし。今大矢透氏の假名沿革史料によるに、

一條天皇の長保四年の點なる

法華經義疏

（石山寺藏）

には「カホ」を「カヲ」とかき、又「ヲ」を「オ」の場合に用ゐる「へ」を「エ」の場合

に用ゐたるあり。

後冷泉天皇の天喜康平頃の點なる

大毗盧遮那成佛經

(高野山龍光院藏)

白河天皇の承暦二年の點なる

大毗盧遮那成佛經

(西大寺藏)

堀河天皇の嘉保二年の點なる

阿吒薄俱元帥大將上佛陀羅尼經修行法儀軌

(石山寺藏)

同承徳三年の點なる將門記

(眞福寺藏)

同鳥羽天皇の永久頃の點なる

大慈恩寺三藏法師傳

(興福寺藏)

同保安三年の點なる

妙法蓮華經玄贊

(法隆寺藏)

同天承二年の點なる金光明經

(三井寺法明院藏)

同長承三年の點なる法苑珠林

(法隆寺藏)

などに至れば、ア行ハ行ワ行のイ、ヒ、キ、ウ、フ、エ、ヘ、エ、オ、ホ、ヲ等の混亂の漸次に甚しくなり行くを見るべく、かくて保元平治の頃より後はその混亂のいよゝく著しくなれるを見る。しかもかく混亂せるうちにもなほ正しく假名を用ゐたるものゝ

多かりしことはもとよりいふをまたず。

さてかく混亂を生じたれども、それらを人々思ひ思ひに漠然として用ゐてある間は未だ甚だ問題とはならざるべきが、若しこゝに人ありて、その假名の用ゐ方の區々なるに心づき、いづれを用ゐむかと省みるに至らば、こゝにこれを問題とするに至るべきは自然の勢なりとす。かくてこの問題は果たして起れり。而して、その當時之が標準を示したるものは俗に定家假名遣と稱するものなりとす。

## 第二章 定家假名遣

余はこゝに所謂定家假名遣を以て假名遣を論定せしものゝ最初として論ぜむとするものなるが、或はこれより以前に既に之を論じたるものなきかの疑をいなくものあらむ。これにつきては先づ悦目鈔を一瞥せざるべからず。

悦目鈔は普通に藤原基俊の著と稱せられる。基俊は定家の父俊成の師たる人なれば、この人の書に假名遣の事ありとせば、その源頗る古しといふべし。而してこの書には

物を假名にかくやうは

といふ目ありて、

上にかくい。下にかくひ。口合にかくゐ。

上にかくわ。 下にかくは。  
上にかくお。 下にかくを。  
上にかくう。 下にかくふ。  
上にかくえ。 下にかくへ。 口合にかくゑ。

の十二字をあげたり。これはもとより假名遣を論定せりといふべきにあらねど、假名遣方に於て、これらを問題とすべきことをいへるに似たり。果して然らば、これを假名遣に注意せし初めとすべきか如何。

今これを見るにその問題とせる假名は上の如く十二字にして五類の部門を立つべきものとす。然るときはこの時既にこの事ありきとすべきか。然るに、下にいふ如く定家假名遣に於いては

い ひ ゐ

お を

え へ ゑ

の三類八字を問題とせるに止まれり。而してその後の増補にかゝる行阿の假名遣に至りては上の十二字五類よりも稍々多く

ほ (を) お

む (う) ふ

の二字を加へたり。これによりて之を察するにこの書に説く所は下にいふ定家の假名遣よりも後なるものといふべきなることを考ふべし。さればこの本を以て、後人の假託なりといふ説の、少くもこの點に於いては信ずべくして、これを以て假名遣に留意せしことを語る最初の文献とはいふを得ざるべきなり。

以上の如くなれば、なほ通説の如く定家假名遣を以て假名遣を論ぜし初めとすべきが如し。然るに、その定家假名遣と稱せらるゝものゝ實體は從來往々誤まり傳へられ、近時文學博士吉澤義則氏の研究の發表せられて稍世の迷を解きしにすぎず。この故に先づこの實體を明かにすべき必要あり。

定家假名遣と稱せらるゝものはその俗稱にして、その普通に世に知られてあるものは假名文字遣といふを本名とするものゝ如し。而してこれとても、所謂定家假名遣といふ名を以て行はれたりといふに止まり、定家の與り知らざる部分少からざるなり。それらの事につきてはその假名文字遣の序にいへる事を見て考ふべし。序に曰はく

京極中納言定家卿家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司于時大炊助親行に誂申されける時親行申て云をお、えゑへ、いゝひ等の文字の聲かよひたる誤あるによりて其字の見わきがたき事在之。然間以<sub>三</sub>此次<sub>二</sub>後學のためにさためをかるべきよし黃門に申之處に、われもしか日來より思よりし事也。さらば主爨が所存の分書<sub>三</sub>出之<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>進之由仰られける間、大概如此注進之處に申所悉其理相叶へりとして即被<sub>二</sub>合點<sub>一</sub>畢。然者

文字遣をさだむる事親行が抄出是濫觴也。加之行阿思案之するに權者の製作として眞名の極草の字を伊呂波に縮なして文字の數のすくなきに、いゝひ、を、お、に、へ、へ同讀のあるにてしりぬ、各別の要用につかふべき謂を。然而、先達の猶書漏されたる事共ある間是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにもあらず更に又ほ、わは、むうふの字等をあたらしくしるしそへ畢。其故は、ほはをによまれ、わははにかよふ。むはうにまぎる、ふは又うにおなじきによりて、是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども是にて准據すべき歟。仍子孫等此勘勒之趣を守て可神秘々々。

と。これによれば、この假名遣を定めむと企てたるは當時大炊助たりし親行といふ人にして、定家の家集拾遺愚草の清書を依頼せられたる際に、その字例を一定せむと欲して企てしものにして、親行自ら立案し、定家の同意を得て實行せしものと思はれたり。拾遺愚草は定家の侍従たりし頃（拾遺は侍従の唐名）に、その家集にみづから名づけしものなるべきが、それを清書せしめしは何時なるか。按ずるに定家が侍従に任せられしは前後二度ありて、前には安元元年十二月より文治五年十一月までその任にあり、後には建曆元年九月より建保二年二月までその任にありしが、現本拾遺愚草の上巻、建保四年十二月十八日院百首の末にその書かく名づくる由自ら記せるを見れば、最初拾遺愚草と名づけしものゝ本體はこゝまでにして、それを清書せしめしは建保四五年の交にあるべき

ものと考えらる。

さて又その親行といふ人につきて考ふるに、この人につきては本朝書籍目録外録水原抄の條に

親行は定家卿の母方の祖父也。假名遣の作者也。

とありて往々之を信ずるものあれども、この目録にいへるは藤原親行といふ人にして、尊卑分脈によれば、親忠の女子が俊成の室定家の母にして親行はその親忠の孫とし、又別に親忠の子ともせり。いづれにしても定家の外戚たるには相違もなき事なれど、祖父にはあらで、従兄弟か叔父かに當る人なり。然るにこの藤原親行には大炊助たりしことも河内守たりしことも見えず、又その孫に行阿といへる人のありし由も見えず。この行阿は如何なる人なるかといふに、この人はかの源中最秘抄の著者なりと傳へらるゝものなるが、前田侯爵家に藏するこの本の奥書によりてその俗名を源知行といひ、その父は義行、義行の父は親行なることを明確に知るを得るに至れるが、その祖父といへるに合すれば、こゝにいへるは源親行なるべきこと疑ふべからず。この親行は河内守源光行の子にして、光行以後行阿に至るまで累代歌學を以て知られたりし家に生れし人なりとす。この人は鎌倉幕府の祇候人として吾妻鏡に屢々その名の見ゆるものなるが、中にも建長六年十二月十八日の條には河内守親行と見ゆるを以て考ふれば、かの河内前司といへるにも合するを見るべし。この人は定家卿と學問上の交深かりしことは源氏物語の



注たる紫明抄、又東野州聞書等を見ても知るべく、又頼經將軍の命を受けて萬葉集の校合をなしたるなどにて世に重んぜられし學者たるを見るべし。その大炊助たりし時は何時か明かならねど、承久の亂の時に民部大夫（五位丞）たりし由なればそれより以前の事なりしは疑ふべくもあらぬが、恐らくはかの建保の頃にてありしならむ。

今この序によれば、定家と親行との合意によりて、この假名遣は決せられしものと見ゆるが、定家が假名遣に留意せしことは、明月記（和歌事類に抄せり。現行流布の明月記に見えぬはやくその部分の逸せし爲ならむ。）正治二年九月二十七日の條に、

又參<sup>ス</sup>南殿<sup>ニ</sup>。今日被<sup>レ</sup>進<sup>ニ</sup>御歌<sup>ヲ</sup>於院<sup>ニ</sup>百首御清書、色紙雖<sup>レ</sup>打わざとうちたると見えぬほどに打也。たけたかき色昏也。依<sup>レ</sup>仰一<sup>ニ</sup>反見<sup>レ</sup>之、無<sup>ニ</sup>僻事<sup>一</sup>。ちろたえとアルヲちろたへと可<sup>レ</sup>候之由申畢卷<sup>レ</sup>之。

と見えたり。此によりて考ふるに、定家は既にこの頃より假名遣の正否につきて考を有したりし人なりといふべし。然らば、その詠草を清書するにあたりて親行のこの提案ありし際には、同意を表したりしことは、有り得べき事といふべし。

さてこゝに注意すべきは定家の認めし假名遣と世に所謂定家假名遣といふ書とは同じものにあらぬ事なり。世に普通に定家假名遣といへる書は既にいへる如く、本名を假名字遣といひて、かの行阿の増補編纂したるものなることは、かの序にて明らかなることなり。さればその序文を見れば、その區別は直ちに知らるべきものなれど、その基本

が定家の認めしものにあればといふ精神にてか、或は定家の崇拜の絶對的なりし時代にその名を唱ふる方、その行はるゝに利便ありし爲か假名文字遣といふ本名よりも定家假名遣の名の方ひろく用ゐられ、これが爲にこの假名遣の真相が往々誤り傳へらるゝに至れり。これはもとより傳ふるものゝ罪にして假名文字遣の著者たる行阿の關知する所にあらざるべし。

さらばその定家の時の假名遣とは如何なるものなりしか。その假名遣の範圍はかの序文にも明言せる所にして、實に、

を お

え ゑ へ

い ゐ ひ

の三類八字の間にその用ゐる方の別を立てしものにして後世の假名遣と稍々趣を異にする點あるを見るべし。そは

「を」「お」「あれど」 「ほ」「なく

「は」「わ」 の別なく

「ふ」「う」「ゆ」 の別なく

「じ」「ぢ」「ず」「づ」「つ」 の別なき

ことなり。即ちこれらの區別が當時問題となりてあらざりしことなり。然れども、か

くいはむには、なほ多少の顧みるべき點あり。その序文には「いゝひ等の文字」といへば、その「等」は所謂「外等」にしてその外のものをも指してあらむかといふことなり。然れども、この事は行阿が序中に、

加之行阿思案之するに權者の製作として、眞名の極草の字を伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきにいゝ、ゐ、ひ、を、お、え、ゑ、へ、同語のあるにてしりぬ。各別の要用につかふべき謂を。

といへるにてこの八字以外のもは當時假名遣上の問題となりてはあらざりしを見るべきなり。

今之考ふるに、今はア行ハ行ワ行共に混同し易きさまになれるに、この頃はハ行にては

ひ へ

の二字が「イ」「エ」の如く發音せらるゝものあり、ワ行にては

ゐ ゑ を

の三字が「イ」「エ」「オ」に同じ様に發音せらるゝに至りしものありしを告ぐるものといふべし。而して之をかの前章にいへる假名沿革史料等にあげたる假名遣の違例に照すに、大體一致する點ありて、たゞ「ウ」「フ」の二の存せざる點のみを異なりとするが、この「ウ」「フ」がこゝにあげられざるは恐らくはその違例はなほ微々たるものに

して著しく社會の問題とならざりしが爲なるべし。果してこの推測にして誤らずとせば、この假名遣に上の八字を限りてあげたる事は、當時眞に混亂して統一を認め難きものありしが爲なりしなるべし。かくの如く考へ來る時は、定家假名遣の起るに至れるは當時文献の統一整理の爲、社會の必然の要求によれるものにして、世に往々考へらるゝが如く、定家の獨斷專恣に出でしものにあらざるべきなり。

さてかくの如く親行が起草して定家の同意を得て定められし假名遣は如何なるものかといふに、普通には前にいへる如く、假名文字遣をさして、定家假名遣と呼べるによりて、この書にかける所即ち定家の定めたるものと認めてあるが如し。然るにその序によれば、前述の如く、その書き分つべしとせる假名が八字三類に止まれるに、その書には「は、わ」「む、う、ゆ」「ほ」の遣ひ方をもあげたれば、それは決して定家假名遣そのまゝにてはあらずして、少くとも後の増補の存すべきは想像に餘りあり。而してその事はその書の序の中に、

然而先達の猶書漏されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにあらず、更に又ほ、わは、むうふの字等をあたらしくしるそへ畢。

といへるにても明かなり。然らば、定家の時親行の草せし假名遣はこの假名文字遣よりは簡單のものたりしことは疑ふべからず。

かくてこの定家の時の假名遣とおぼしきものには定家卿口傳と題する書あり。下官

集と題する書中の嫌文字事の條あり。人丸秘抄と題する書あり。又三藐院關白臨定家卿書といふありてそれにも定家の假名遣をあげたりといふ。さてその下官集には語學叢書に收めたるもの二種ありて一は弘安七年の識あり、一は文永三年及び元徳元年の識あるものなるが、その弘安本の方には、

を お

え へ ゑ

ひ ゐ い

ほ ふ ひみ ふむ

等をあげたるが、その「ふ」以下には各「今入」と注せるを見れば、何人か後人の増補なることは明かなるが、それを除きてもなほ「ほ」がかの定家の定めたりと、假名文字遣の序文にいへる所に存せねば、これも後の増補なるべきなり。次に定家卿口傳を見れば、これには

端のへ 中のへ 奥のゑ

端のほ 中のを 奥のお

端のい 中のゐ 奥のひ

とあれば、これまた「ほ」の部の増補せられたる本にして、かの定家卿の認めし時のものよりも「ほ」の一項増加せるものなり。かくて文永本の下官集を見れば、

を お

え へ ゑ

ひ ゐ い

の三項八字にして人丸秘抄も亦然り。これによりて考ふるに、吾人は先づ、人丸秘抄、文永本下官集を以て定家卿の批定せし假名遣の實狀に近きものならむと推定するを妥當とすべきなり。こゝに於いてこの二本を比較するに、その記載する所互に出入あれど、文永本下官集の方最も簡單なれば、この本最も古き姿を傳ふるものなるべきかと考へざるを得ざるなり。この本に載する所は甚だ簡單にして今その全體をあぐることもさまで難事とせず。曰はく、

緒之音をちりぬるを書也仍私用之

を。み。な。へ。し。を。と。は。山。を。く。ら。山。

玉。の。を。を。さ。を。を。た。え。の。は。し

を。く。つ。ゆ。て。に。を。は。の。詞。の。を。の。字

(人丸秘抄にはこの末に三語を加ふ。)

尾之音おうゐのおくやま書之故也

お。く。山。お。ほ。か。た。お。も。ふ

お。し。む。お。と。ろ。く。お。き。の。は

おのへの松 花をおる おりふし

(人丸秘抄にはこの末に五語あり。)

え枝 梅かえ。松かえ。 たちえ。 ほつえ。しつえ。 へ。

笛ふえ。 断たえ。 消きえ。

越こえ。 きこえ。 見え。

風さえて かえての木 えやはいふきの

(人丸秘抄にはこの末に「いりえ」あり)

近代人多え。(三藐院本多)とかく

古人所詠歌。(歌字三藐院本による)あしまよふえを以て可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>證。

へ

うへのきぬ 不堪<sub>たへす</sub> しろたへ。  
通用常時

草木をうへをく栽也

まへうしろ ことのゆへ。 (栢かへ)

やへぎくら けふこゝのへ。 さなへ

とへ問答 こたへて おもへは

(人丸秘抄には「栢」なくして他に七語を所々に加ふ。)

ゑ

すゑ。 ゆくゑ。 こゑ。 こすゑ。

繪。 衛士。 ゑのこ (詠朗詠)

(産穢ゑ) 垣下座ゑんかのさ ものゑんじ怨也

(人丸秘抄には「詠」「産穢」なくして末に「つゑ」あり。)

ひ

こひ。 (おもひ) かひもなく

いひしらぬ (あひ見ぬ) まひゝと

うひこと おひぬれはおいぬれは常時也

いさよひの月但此字歌秀句之時皆通用

(人丸秘抄には「おもひ」「あひ見ぬ」をかき、外に四語を加ふ)

み

藍ある。 つるに遂に色にそいてぬへき 池のいゐ。

よゐのま

(人丸秘抄には外に五語を加ふ。)

い

にしのたい。 天かい。



(人丸秘抄には五語を加ふ。)

實にたゞこれのみなり。しかも、このうち「栢かへ」「詠ゑい」「産穢ゑ」「おもひ」「あひみぬ」の五は人丸秘抄に見えぬ所なれば、恐らくは原本になくしてこの本に補はれしものならむも知られず。さてこの下官集とは如何なるものなるかといふに、これは假名遣のみならず、歌草子などの書きしるし方を録せるものなるが、その文永本の奥書には

文永三年四月下旬新大納言以御自筆本書寫之。同點了。努々不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>他見<sub>一</sub>。

とあり。これを下官集と名づるは本文の中に「下官訂<sub>二</sub>此說<sub>一</sub>」「下官用<sub>レ</sub>之」などあるによりて誰人かこの名を加へしものならむが、元來「下官」とは第一人稱の謙稱にして、筆者の自ら稱へしものなれば、之を以て書名とせるは無下に拙きわざなり。さりながらこゝに下官と自稱せるは誰人なるか。傳説の如くならば定家その人ならざるべからず。然れどもかの假名文字遣の序を正しとせば、之をこゝに採録せるは定家とすとも、その假名遣の草者は親行たるべき筈なり。かくてその假名遣の條のはじめに曰はく、

一、嫌文字事

他人摠<sub>レ</sub>然又先達強無<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、只愚意分別之極<sub>タル</sub>僻事也。親疎老少一人無<sub>二</sub>同心之<sub>一</sub>人<sub>一</sub>、最所謂道理<sub>ナリ</sub>。況且當世之人所<sub>レ</sub>書文字之狼藉過<sub>二</sub>于古人之所<sub>二</sub>用來<sub>一</sub>、心中恨<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>。

とありて、その趣旨を明かにせるが、その末には

右此事は非<sup>ニ</sup>師説<sup>一</sup>、只發<sup>ニ</sup>自愚意<sup>一</sup>。見<sup>ニ</sup>舊草子<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>思<sup>レ</sup>之。

とあり。こゝに「非師説」といへるは如何なる意なるか。この假名遣の起草者をば親行とせば、その師とは親行の師たる人ならざるべからず。その親行の師とは誰人なるか、親行の父光行は俊成の弟子なれば、定家の家は親行の師家なりといひてもよかるべく思はるゝが故吉澤博士などかくの如く説かれたるやうなれど、然りとせばこれを定家の書にとり入れしさまを見るに、稍々不穩當の感あり。按ずるにこれはさる定まりたる師ありと確かにさせる意にはあらずして、たゞ、この説は師傳をうけたるものにあらずといふに止まるべく、かくて愚見の發明説なりといへるものならむ。この故に余はこの師とは特定の人をさせるものとは考へざるなり。凡そ當時にありて何事も師傳を重んじたるものなれば、こゝに古來未發の説にして師傳によれるにあらざる事をことわれるものといふべきなり。

然らば、この假名遣は全く親行の獨斷に出でたるものなりやはた何等かの根據ありやと考ふるに、「を」「お」の下には各いろは歌の用例を以て之を證し、又「え」の條の末に上にもあげたる如く、

近代人多ふるとかく

古人所<sup>レ</sup>詠歌あしまよふえを以<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>證。

といひ、又

不堪たへず  
通用常時

といひたるを見れば、古來又は當時通用の事實を基礎として定めむとしたることを告ぐるものなり。而して又

いさよひの月但此字歌  
秀句之時皆通用

といへるも亦、この言ひかけの事を證としてその假名遣を證せむとせるものなり。されば、かの跋の語に「只發三自愚意二」と謙遜しながらも或は「當世之人所レ書文字之狼藉過古人之所三用來二」といひ或は、「見三舊草子二可レ思レ之一」といへる所以をも見るべし。即ち、かれは、當時行はれし前代よりの草子類の用例を見て、それを歸納したりしことはこれらの説明にて明かに知らるゝなり。

然るに、その定めたる假名の實例を見るに、

をくつゆ おしむ

おきのは おのへの松

花をおる おりふし

かえての木

草木をうへをく ことのゆへ

ゆくゑ おひぬれは

つるに 池のいゝ よゝるのま

などの如く僅々七十餘箇の例中十五箇も正しからぬ例の存するは何故なるか。全然古來の例證により、又當時汎く用ゐたる旁例によりたりしものとせば何が故にかゝる事の生ぜしか。これによりて考ふるに、古來の慣例によりて定むといふ主義によれりことは明言せられたれど、事實に於いては之によりて一貫せりと見えざるなり。何が故にかゝる現象を呈するかは深く考慮すべき問題といはざるべからず。催ふに、この時に親行がその典據とせしものは、かれが「見<sub>三</sub>舊草子<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>」といへる語にて推すに、古くとも、平安朝の中期の和歌集、又物語、日記等にありしものなるべきか。果して然らば、當時多くは既にこれらの假名遣の混亂せし時代のものたりしなり。惟ふに今にして、親行の據とせし舊き草子類の如何を見ること難しといへども試みに、平安朝末期以後の書寫と傳ふる傳本につきて見るに、頗る亂雜なるものありて、この假名遣の比にあらざるものありたりとおぼし。されば、その間に多少自己の見識を以て斷ぜるものもありしならむといへども、そのよる所は存したりしものなるべく、たゞその據る所のものが既に混亂を起したりし時代そのまゝのものなりしが故にかゝる現象を呈したるものならむと一往は解釋せざるべからざるなり。

さて以上はかの行阿の序文にいへる範圍に合し、しかも最も簡單なるものを以てかの親行の起草せし所謂定家假名遣の原本に近きものと見なしての論なるがその原本は果してその如きものなりしか、今これを正確に知る由なければ、姑くこれを基として、そ

の後の變遷を論ぜむに、かの弘安七年の奥書ある下官集にありては「今入」と注せるもの頗る多く、

「を」の部に九語

「え」の部に十九語

「へ」の部に四十七語

「ゑ」の部に三語

「ひ」の部に十一語

「ゐ」の部に六語

「い」の部に七語

を算し「お」の部には「今入」といふ文字の記入見えねど五語の増加あり、その他にも「今入」の注記多くして二三の増補あるを見る。かくて又別に人丸秘抄を見るに、弘安本とは別の系統に於いて文永の下官集に比して、

「を」の部に三語

「お」の部に六語

「え」の部に一語

「へ」の部に七語

「ゑ」の部に一語（但文永本は別に二語多し。）

「ひ」部に四語（但文永本は別に二語多し。）

「ぬ」部に五語

「い」部に四語

の増補あり。されば、その成りしより後漸次に人々の手によりて増補せられ來りしものなりしならむ。

かくて定家卿口傳と題する書に至りては「ほ」の假名遣を加へたれば、その項目に於いてはやくも本來の定家假名遣のまゝにあらざるなりたり。しかもこの書にはその假名を區別し易からしめむが爲に、かのいろは歌に於けるその字の位置によりて「端のい」「中のぬ」「奥のひ」などいふ名目を立て、記憶識別に便せるは、下官集に「を」「お」の下に注記せることより進み來れるものと思はるゝが、かれはその證とし、これはたゞ識別に便せむ爲のものなれど、なほかれによりて思ひつきしものと考へらる。さてこの書にてはその語の數も頗る多くなりたれど、又語によりては出入の少からざるを見るものなれば、別にこの系統の本ありしものが増補せられしものならむか。而してこの本はその標目の外に、末に「わ」を用ゐる語四をあげて示したり。これはその「ほ」にて終れる本に更に後人の増補せしならむ。思ふに、かくの如くにして、かの定家假名遣も漸次に異本を生じ、ここにそれらせば、更に整理統一すべき運に向ひしものならむ。かくてその運に乗じてあらはれしもの、即ち行阿の假名文字遣なりしなるべし。

假名文字遣は定家の假名遣を基として行阿が増補せしことはその序によりて知らるゝこと既に述べし所なるが、この書にあぐる所は定家の假名遣に對して多くの語を各標目の下に加へたるのみならず、その假名遣の項目も亦多くなりて、五類十四字となり

(を お の上に) 「ほ」を加へ、

(え ゑ へ は定家のに同じ。)

(い ゐ り ひ は定家のに同じ。)

「わ」「は」

「む」「ふ」「う」

の二類六字を加へたり。この事はその序に、

然而先達の猶書漏されたる事共ある間是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにもあらず、更に又、ほ、わは、むうふ、の字等をあたらしくしそへ畢。其故はほはをによまれ、わははにかよふ。むはうにまぎる。ふは又うにおなじきによりて是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども是にて准據すべき歟。

といへるにて明かなりとす。

この書板本數種あり。多くは假名文字遣と題すれど、又定家假名遣と題するものあり。(元祿十一年戊寅歲卯月吉日書林戸倉屋喜兵衛刊と署せる半紙本の如きこれなり。)而してこの最も古きは慶長元和の頃の版なるべく思はるゝ美濃紙判の本にして奥に

寫本云

此一册小僧紹巴以<sub>レ</sub>數多之本<sub>一</sub>考勘之、而舛謬猶有之。先哲言校<sub>レ</sub>書如<sub>レ</sub>塵埃風葉隨掃隨有云々。可<sub>レ</sub>俟<sub>二</sub>後君子<sub>一</sub>而已。

天文二十一重陽前日記之

稱名野釋 御判

とあり。この奥書は稱名院藤原公條の書きしものなり。これより後元祿十一年の半紙本、正保五年の美濃半截縦本、又別に美濃半截横本あり。奥書いづれも舊の如し。その他貞享の板本寛政の板本等ありといふ。

この奥書によれば、今の板本は連歌師紹巴が數多の本によりて校訂せし由なるが、然りとせば、紹巴の時に既に數種の寫傳本ありて異同少からざりしさまなりとす。かくてその古寫本は如何といふに、語學叢書には、文明の寫本及び文安の寫本の二種ありといへり。その文明本とは舊不忍文庫本にして、それには

文明十年二月八日書寫了

以禁裏御本書之

按察使親長

といふ奥書ありて、序文本文とも版本とほゞ同じけれど、版本はこの文明本より語の數多く、又語の順序も等しからぬ由にいへり。而してこの本には卷末に別に定家卿口傳及び人丸秘抄を添へたりといふ。この卷末の二書は版本には目録には載せられど、本文には見えぬものなり。文安本とは



此双子以<sub>三</sub>證本<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>二字<sub>一</sub>書寫之。依<sub>三</sub>左衛門尉藤原氏保所望經<sub>三</sub>年月<sub>一</sub>也。眞實  
早筆之體多<sub>レ</sub>憚

文安五年二月二十三日

平常緣 花押

といふ奥書ありてその本文は文明本にほゞ同じくして目録及び附録なしといへり。余  
が藏する本は先づ

本云<sub>ニ</sub>此寫本之漢字有<sub>ニ</sub>鳥鳥焉<sub>一</sub>故令<sub>ニ</sub>予正<sub>レ</sub>之、雖<sub>レ</sub>泚<sub>ニ</sub>于類<sub>一</sub>、以應<sub>レ</sub>命。寔是最効者  
乎。伏希<sub>ニ</sub>后賢之穿鑿<sub>一</sub>云。

といふ奥書あり。次に

此本之類希有也。尤重寶可<sub>レ</sub>秘令<sub>ニ</sub>一考<sub>一</sub>。

天文二十一壬子歲卯月二十八日寫之

とあり。而して、天文云々の前に別に淡墨にて、

文安四年八月日

行年三十九 忠通在判

とあり。これ蓋し文安四年の本によりて後に記入せしものか。

さてこの假名遣は紹巴の校合せし時異本多かりしさまに考へらるゝが、その校本は文  
明本よりも語數多きを見、又余が寫本には別筆にて補ひしものあるを見る。されば、そ  
の行阿の原本より今の板本になるまでに幾何かの増補ありしものと見らるべきものな  
り。これらの事の一班をいはむに「をか」の次にある。

をやまだ 小山田

「いはくらをの」の次にある

とをさとをの 遠里小野

「をす」の次にある

をしはかり 推量

「をし」(鴛鴦)の次にある

をとり 雄

「をし」(鼠弩)の次にある

うを 魚

「をこのもの」の次にある

こをけ 小桶 をほひ 𦵏

暁をき 山をろし

かたをなみ たをす

あをり たかさごのをのえ

まとをの衣 あひをひ

をし明かた をさへて

をろそかなり たをれもの

をきのゐて

「すきのをのみこと」の次にある

をのゝこまち

の如きは余が寫本には見えぬものなり。次々の部も之に準じて知るべし。これらのうち或は余が寫本に寫し漏したるものもあるべからむと思はるれど、他に別筆にて記入し、又一二版本文明本になきが加はりたるもあれば、これらすべてを誤りて脱せるものとはいふを得ずして、その大部分は後の増補と見るを妥當とすべきものなり。ことに「をこのもの」の次にある十五語の一團の如きは後の増補と見るべきものならむ。かくて他の部分も大體右の如くなるが、これによりて略推測せらるべきを以て、今これを詳説せず。されば、この行阿の假名遣も亦その成立後、後人の増補少からずと考ふべきものなるが、その増補は、たゞ例語の上に止まりて、かの十四字の標目の範圍外に出でたるものなきなれば、根本の主義に變更を來したることはなきものなりと思はる。

さてこの行阿の假名遣は何を標準として之を定めしものか。定家の假名遣は嚴密にいはば、もとより異論もあるべきなれど、それ自身が歴史的典據なりと信ずるもの為準據とせしことは既にいへり。然らば、行阿も亦この主義によりしものか。行阿の假名遣の序にも、其の他にも之を明かにすべき點を明言せるを見ず。たゞその本文中、所々に、たとへば、「を」の部中に

「花をたをる。花手折。唯折はおる。（「お」の部に「花をおるはお折」とあり）」

をうと夫。お。この時はお。

をと、弟。お。とうとの時はお。

を。それ恐怖。お。そる時はお。

きをひむま競馬。き。お。ふ時はお。也

を。や親。お。や。こは。お。

「お」の部中に

山。お。ろ。し。山。嵐。み。山。を。ろ。し。は。を。

露。を。お。も。み。お。重。を。も。し。の。時。は。を。

といへるが如きを見るに「を」と「お」との區別は同源の語ながら折る

弟

夫、男

恐る

競馬

親

嵐

重

等に於いて、その用ゐる場合を異にするによりて二様に區別せらるゝことは、その理由とする所知るべからず。これによりてこの假名の區別は四聲によりて區別せるならむといふ推定を下したるものあり。これは村田春海の假字大意抄に、

今行阿がしるしおける大よその意を考へ侍るに、漢字に四聲輕重などいふ事のあるにならずらへてさだめたるものと見えて桶はたゞ桶といふ時は於の假字、小桶といふ時は乎の假字、重をおもしといふ時は乎の假字、おもみといふ時は於の假字など、唱へによりて分たんとおもへるなり。

といへり。今この説を姑く代表的のものとしてすゝむべきが、假にこの事を認むとしても行阿自身が四聲によりて區別を立てたりと明言せる所一もなく、なほ又、かく同源の語にして用ゐる所によりて、假名のかはることを説けるものはこの「を」「お」の關係のみに止まるが如く、その他の部分に於いてかゝることを説けるを見ず。而してたとへば同じく「お」「を」の部にても

あをくあふくとも 仰扉

さをしかさほしかとも 牡麩

ひしをひしほとも 醬

おに鬼をにとも

の如くいへるは、これ舊來の慣例かくありといひてあげたるにて之を否定せざることは明かなり。さて以上によりて考ふるに、それらは別に四聲によりて區別の標としたりとは見えざるのみならず、「を」「お」の他にてはたとへば「え」の部の

なえく

えふ

える

「ゑ」の部の

ゑふく衣服

「へ」の部の

うへをく栽植（人丸秘抄に出づ）

はへ鮓

いへくすり いえくすりとも愈薬

うへたり飢

かつへこうじたり 飢極

ことのゆへ事故綺故（人丸秘抄に出づ）

たゝへて湛

「ひ」の部の

假名遣の歴史

「い」の部の

くひて悔

ねたひかな嫉妬

ひたいくり額栗

とりかい鳥養

すい。かん水干

ほたくい。煨

くい。くゐ。とも杭

いひかい

ついで次

うい。かぶり初冠

御すい。しん御隨身

ゆけい。鞆負

ゆけい。まち中御門

ふけい。のうら吹飯浦

あい。よめ姉嬢

あい。むこ姪

「る」の部の

え。る。鱒

く。る。な。水。鶏

あ。さ。か。れ。る。朝。餉

も。ち。る。餅

や。な。く。る。筭。籠

か。れ。る。ひ。餉

つ。る。に。つ。い。に。と。も。遂。終。竟。 (人丸秘抄に出づ)

に。る。ま。く。ら。新。枕

し。る。て。お。る。強。折

あ。き。し。る。清。盲

い。も。る。齋。居

し。る。ね。瘤

よ。る。あ。か。つ。き。宵。曉。 (人丸秘抄に出づ)

ふ。け。る。か。は。吹。飯。河

へ。う。る。ん。苗。胤

い。も。る。の。に。は。齋。場



かしゐのみや香稚宮

等の如きものあり。これらは余が古寫本にも存して、しかも、その假名遣の正しからぬものなりとす。(余が古寫本に存せずして他の本にあるものも多けれど、それらは更にこれより後の人の増補と考へたれば、今除きていはず。)而してかくの如きは何を標準とせしものか、今にして容易に知るべからざるなり。然るにかくの如き異例は主として、かの定家の原本に規定せし八項目のうち存するものにして、その行阿の増補せし六項目にありてはかゝる事は殆ど存せざるなり。即ち行阿の増補せる項目中の正しきに違ひたる假名遣の例(語数の最も少き余が古寫本による。)を見るに「ほ」の部に

かほる匂薫

「は」の部に

枝もたははに枝撓

ことはり理

「ふ」の部に

うふる栽植

の四例が今日認められたる正しき假名遣と違へるのみにして、(この他になほ少しく違へる例板本にあれど、余が古寫本になきものはそれより後の増補と認めれば、あげず)これをその全數に比するに、實に次の如し。

「ほ」の部 七十二語 の中一。語違ふ。

「わ」の部 二十語

「は」の部 八十八語 の中二。語違ふ。

「む」の部 三十語

「う」の部 百三十八語

「ふ」の部 百二十四語 の中一。語違ふ。

即總計四百七十二語のうち正しき假名遣に違へるものは僅に四語のみ（以上の數はすべて家藏の古寫本にて算せり。これ余が知れる本中最も古き姿を存すと見ゆればなり。）されば、行阿の新に加へし部類は即ち古來の慣用例を標準としてこれによりたるものたることを首肯しうべくして、この僅々百十八分の一の錯誤を以て行阿の假名遣を指して古語を無視したるものと強ひ、又契沖以後に到りてはじめて古典に典據を求めたる假名遣出でたりとするが如きは無據の空言にして世を誤り人を誣ふるものといふべし。

この故に、行阿の假名遣を四聲によりて區別したるならむといふ事は全く的をはずれたる議論といふべきが、しかも、かの如何なる理由によりてかくせしかの明らかならぬ違例の假名遣は主としてかの定家の假名遣の標目中に存するものなり。而してその「を」「お」の區別が、定家のに準據したるものなる如く見ゆると同じく、その他の部分も亦その主義によれりと思はるゝなり。この故に若し行阿の假名遣が四聲によりて區

別する主義を立てたりといはるべきならば、その論議の標的は定家の假名遣にうつさるべきものなりとす。さてかゝる論議の發せられたるものは村田春海よりも遙に前、長慶天皇がその御撰の仙源抄の跋にて、論ぜられたるを管見に於いて最も古しと認む。(この書は明魏山人藤原長親の奥書ある本によりて傳はれるが爲に、往々長親の作の如くに誤解せらるれど、長親が既に「此抄者長慶院法皇聖製也」と明記せるのみならず、仙源抄の名、明かに仙洞御撰の源氏物語の抄なる由を告ぐるなり。而してこの跋文も亦天皇の御製なること疑なし。)その論に曰はく、

中頃定家卿さだめたるとかいひて、彼家説をうくるともがらしたがひ用るやうあり。(中略)しばらく、いろはを常によむやうにて聲をさぐらば、おもじは去聲なるべし。定家がおもじつかふべき事をかくに「山のおく」とかけり。誠に去聲とおぼゆるを「おく山」とうち返していへば、去聲にはよまれず、上聲に轉ずる也。又「おしむ」「おもひ」「おほかた」「おぎのは」「おどろく」などかけり。これらはみな去聲にあらざ。此内「おしむ」は「おしからめ」といふおりは去聲になる。思も「おもひく」と云おりは初のおもじは去聲、後のは去聲によまれぬ也。又え文字も去聲なるべきに、「ふえ」「たえ」「えだ」などかけり。すべていづれの文字にも平上去の三聲はよまるべき也。(中略)定家かきたる物にも緒の音を尾の音おなどさだめたれば、音につきてきたすべきかと聞えたり。しかれども、その定たる所四聲にかなはず。又

一字に義なければ、そのもの其訓にかなふべしといひがたし。音にもあらず、義にもあらず、いづれの篇に付てきだめたるにか、おぼつかなし。

とあり。今この批難は定家の假名遣につきて放たれしことは明かなるが、その論ぜられたる假名の範圍も定家の假名遣の範圍を出づることなければ、この點は疑なき所なりとす。さてその定家の假名遣は一面古來又當時の用例によれることは明言せるものなるに、一面には何の故にかくせるかの點の明かならざるものあることは既に述べし所なり。而して、その「を」「お」の區別の如きは長慶天皇の御言の如く、聲の上去などの別によれりと見るほかに解釋の下し方なきを見る。もとよりその「を」「お」が上聲去聲の區別を示すものなりといふが如きことは今日より見て不條理なるに相違なけれど、しか見たるものと考へなば、稍々理由ある如く思はるるを以て見れば、この說一概に排斥すべからざるが如し。然らば、この點が、かの「自らの愚意を發したり」といふ點なるか。しかも一方に於いて、古今世間通用の事例を據としたる由をいへば、全然私見を以て定めたりともいふべからず。之によりて按ずるに、若し、然か四聲の區別によりて、「を」「お」の用の方をわけしものとせば、さる事が、この假名遣を定めたる以前に既に世に多少なりとも行はれてありしものと見るべきなり。若し既にその意見世に行はれてありしものとせば、而して親行がそれによりて之を襲用したるものとせば、かれの主義と、この聲の別によりて「を」「お」を分つこととの間に何等の矛盾な

くして、はじめてその制定の眞意を明かにするに足らむ。かくてこの假説はこれ以前に「お」「を」を以て平上去等の聲の別をあらはすに用ゐたりといふ實證を得ば、一定の説となるべきものと思はるゝが故に、これにつきて考ふるに、袖中抄には屢々上聲平聲の區別を言語のある辨別法に應用せむとしたることは世人の知る所なるべきが、その卷三「さほひめ」の條に、

今云さほひめは諸髓腦云春を染る神也云々。但其聲如阿、さをと上聲可レ詠歎、さほと平聲可レ詠歎。今案にさほ姫は（中略）然ればさほとのさほ山さほ川みな棹の聲也。平聲に可レ詠也。（中略）五條三品入道はなにとは不レ知只さほ姫と上聲に申付たりと云々。髓に不レ沙汰は大様如レ此云々

といへり。これははじめには

さを。上聲。さほ。平聲

とかき、後には

さほ。上聲

とかけるなれば、假名遣の上の證にはならねど、上聲平聲の區別に注意せることは明かなり。惟ふに、かくの如く聲の平上去の別といふこと當時學者間に論ぜられてあり。而してその聲の別をば、別なる假名にてあらはさむとせること既に學者の腦裡に萌芽を生じたりと考へられざるにもあらねば、それらよりして後の學者がこの區別を以て假名

遣の上の一種の原理と立つべきに到ることは必ずしも有りうべからざることにあらざべきを以て、若しこの事ありしものとせば、それによりて一定の規律を立てむと試みしものが、かの定家假名遣となりしものにあらざるかの假説はあながちに不條理ともいふを得べからざるなり。

以上説く所の如くなれば、行阿の増補は古來の慣例に準據したるものにして、所謂その時代の發音によれるものにあらざるはもとよりなるが、所謂定家の假名遣とても、その精神と主義とは世の慣例に従ひて之を合理的にせむとせしことは明かにして、獨斷的のものにあらざるのみならず、又表音主義なりとも斷ずべからざるものなり。その正しき假名遣と異なる状態を呈するに至りしものは、一にその標準とせしものが正しからざりしが故なるべく思はるゝなり。然るにこの二者共に明治時代の國語學史研究家に語勢的假名遣などゝいふあらぬ名目をつけられて、契沖に至りてはじめて歴史的假名遣の起れりとやうに説かれたるは奇なる現象にして、これ或は從來の國語學史研究家がこの定家假名遣行阿假名遣を精査せざりしによるものならむ。

定家行阿の假名遣出で、より歌を記載するはもとより、諸の物語草子また連歌俳諧などに至るまで皆之に準據したりしものにして、それらの道の名家共或は之を寫し傳へ、或は之を校訂し、或は之を増補して江戸時代に及べり。今その間に於ける著しき事例をいはむか、先づ「行能卿家傳假名遣」といふ寫傳本一卷あり。これは世尊寺行能卿の子

孫の家に傳へたるものにして行阿假名遣の亞流たり。又「持明院家傳書」と稱するもの、第五に「後普光園院御抄」一卷あり。これは二條良基の撰と傳ふるものにして行阿假名遣に基づきて末に多少の増補あり。又一條禪閣兼良の作と傳ふる「假名遣近道」と題する寫本（東北帝國大學藏詞林三知抄と合綴）あり。上の良基撰の書と似たれど、別のものなり。又「持明院家傳書」第四に「假名遣近道抄」といふ寫本あり。これは三條西實隆の著にして、上の兼良の撰に似て異なるものなり。勢州軍記上卷には北畠教具が定家假名遣を補へる由見ゆ。なほこの他にも之が増補をなし、人はありしならむと思はる。かくて又紹巴は前述の如く、行阿假名遣を異本をあつめて校合せしなり。

定家假名遣はその精神に於いては明治時代の學者の論ぜし如きものにあらずして、なほ慣例を重んじ、之によりたるものたることは明かなるが、しかもその「を」「お」の遣ひ分けの如きはなほ一種の獨斷といふの外なく、之に對して何等合理的の根據を示しうべきにあらざるはいふまでもなし。然れども、鎌倉時代の中期以後歌文界を通じて定家の名は絶大の威權を有し、苟も之に反抗せむとするが如きものは殆どなかりしものにして、かの正徹をして、

抑於三歌道定家を難せん輩は冥加あるべからず、罰を蒙るべきなり。

と語らしむるに至れるものなれば、この時代を通じて定家の名によりて行はれたるこの假名遣の絶對的權威を有したりしは勿論の事なりとす。

然れどもさる間にもなほこの假名遣に對してその條理なきを批難したるものなきにあらざりしなり。その一人は萬葉集研究家として名高き成俊にして、一人は上に述べたる長慶天皇なりとす。

成俊は三井寺の僧にして權少僧都たりしなり。元弘建武の頃世の亂を避けて信濃に下り、姥捨山の麓に草庵を營みて、住みしが、その萬葉集研究の結果、定家の假名遣の之に合せざるをさととりて、之を批難し、自家の見識を示せり。曰はく、

抑於<sub>三</sub>和字音義<sub>二</sub>從<sub>三</sub>京極黃門<sub>一</sub>之以降、尋<sub>三</sub>八雲之跡<sub>一</sub>之輩高卑伺<sub>三</sub>其趣<sub>一</sub>者歟。仍天下大底守<sub>三</sub>彼式<sub>二</sub>而異之族一人而無之。依<sub>レ</sub>之人々似<sub>レ</sub>背<sub>三</sub>萬葉古今等之字義<sub>一</sub>者也。僕又專<sub>三</sub>彼式<sub>二</sub>而用來年久。今時又不<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>之將來又以可<sub>レ</sub>然者也。但特地於<sub>四</sub>萬葉至<sub>三</sub>于書<sub>二</sub>加和字於漢字右<sub>一</sub>而聊引<sub>三</sub>散愚性之僻案<sub>一</sub>偏任<sub>三</sub>當集之音義<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>點<sub>レ</sub>之也。是非自由<sub>一</sub>、是非無<sub>三</sub>所詮<sub>一</sub>。其故依<sub>三</sub>當世之音義書<sub>一</sub>用<sub>三</sub>其和字<sub>一</sub>之則違<sub>三</sub>萬葉集儀理<sub>一</sub>之事在之。所謂當集者遠近之遠字之假名者登保登書<sub>レ</sub>之、草木枝條之撓乎者登乎登書<sub>レ</sub>之。當世遠近之遠字和音者登乎登書<sub>レ</sub>之。然者用<sub>三</sub>書此和音<sub>一</sub>者所<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>集之語相違<sub>一</sub>也。又書<sub>三</sub>字惠<sub>一</sub>者殖也書<sub>三</sub>字邊<sub>一</sub>者上也。此外此類雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、恐<sub>レ</sub>繁而註<sub>三</sub>別紙略<sub>レ</sub>之而已。とあり。これ北朝文和二年八月二十五日に加へし跋の文なり。即ちかれは一面に於いて自己は定家假名遣を用ゐて違背せぬことを明言しおきながら、一面に於いて、その假名遣が萬葉集古今集等の字義に背けることを指摘し、萬葉集の假名は萬葉集の實例に隨



ひて定めざるべからざるを論じ、その仔細は別紙に之を注せる由いひたるが、その別紙なるものは今傳らずと見ゆれば、その委細を知るに由なし。

長慶天皇はその御撰仙源抄跋に於いて定家の假名遣を批難せられしことは既にいひたる所なるが、その假名遣の従ひ難きことをいひて、

抑文字づかひの事此物語を沙汰せんにつきては心うべきことなればついでに申侍べし。(中略) おほよそ漢字には四聲をわかちて、同文字も音にしたがひて心もかはれば仔細にをよばず。和字は文字一に心なし。文字あつまりて心をあらはず物なり。されば古くより聲のさたなし。(中略) まづいろは四十七字の内同音有はいゐ、を、えゑ也。此外にはひ、ふ、へ、ほ、を、わ、ゐ、う、え、をとよむは詞の字の詞に付てつかふ文字也。(中略) すべていづれの文字にも平上去の三聲はよまるべき也。たとへば、か、文字とみもとをあはせむに、か、み、神也、か、み、上也、か、み、紙也、又一字にては、木葉也、樂破也。しかのみならず同心にて同字をよむに上字にひかれて聲かはる事あり。天竺悉曇の法に連聲といふことあり。又内典の經など讀にもに聲明の音便によりて聲をよみかふることあるも皆此類成べし。かみかみ神々といふにははじめのかもじは去聲によまる。又一字にとりても序破急といふおりははの字平聲によまれ、破をひく、はをふくなどいふおりは去聲になるたぐひのごとし。これにてしりぬ。和字にもじづかひのかねてきだめをきがたき事を。定家かきたる物にも緒の音を、尾の音おなどき

だめたれば、音につきてきたすべきかと聞えたり。しかれどもその定たる所四聲にかなはず、又一字に義なければそのもじその訓にかなふべしといひがたし。音にもあらず、義にもあらず、いづれの篇に付てきだめたるかおぼつかなし。然れどもにはかに此つかへをあらたむべきにあらず。又ひとへに是を信ぜば、義に叶べからざるによりて此一帖には文字つかひをきたせず。かつは先達の所爲をさみするに似たりといへども、音に通ぜむものはをのづからこの心をわきまへしれとなり。

即ちこの跋に於いては音によりて假名を分ち遣ふことの非を十分に指摘せられしものにして、定家の假名遣が、音によれるにあらず、義によれるにあらず、何等の根據なく一定の條理なきを難じ、殆ど完膚なきまでに攻撃せられたり。この、音によりて假名を遣ひわくる事の不可能なるはいふをまたざれど、こは定家假名遣の根本主義にあらざることは既に述べたる所なり。されど、もとよりこの批難は定家假名遣の避くるを得ざる弱點なるはいふまでもなし。而してこの御著に於いて「文字づかひを沙汰せず」といはれて別之にかはるべき方法を示されざりしなり。

以上の如き條理ある反對と攻撃とのありしに關せず、それらの反對攻撃に共鳴を起すことなくして大勢は滔々として進み、ますます之を祖述するものを多く生じて、殆ど動かすべからざる狀を呈して江戸時代に入りしが、契沖の出づるに及びて漸くに勢力を失ふに至れり。

### 第三章 復古假名遣

契沖は近世國語學の大先達にして、萬葉研究の大家たることは人の熟知する所なるが、實に、嚴密なる意味にてのわが國語の學術的研究は契沖が古語を學術的に討究せしよりはじまるものといふべく、而してその國語研究史上重きをなすものは實にこの假名遣の研究にして、それに關する書は和字正濫鈔、倭字正濫通妨抄、和字正濫要略の三なり。

和字正濫鈔は從來の假名の遣ひ方の濫りなるを正すを目的として著したるものにして、元祿六年二月廿一日の序あり。版本は五冊に分れ、元祿八年九月に京都の書林中河喜兵衛、江戸の書林中河五郎兵衛の出版せしをはじめとす。この本は美濃版なり。次いでその舊版を求めて元文四年五月に大坂の柏原屋澁川清右衛門の出版せるあり。更に轉じて文政十一年冬、大坂の加賀屋善藏の出版せるあり。これらはいづれも半紙本なり。

この書の卷一は序説として本書の組織よりして音韻文字の一般論をなし、卷二より卷五の初までは假名遣を一々に説けるものにして主として日本紀、古事記、和名抄、萬葉集等及び文選遊仙窟等の古訓等證あるものによりて之を論定し、又合成語の類はその起源に遡りて之を論定し、まゝ古きものに證を見ざるものは慣用に從へる由にいへり。その説明の順序次の如し。

い 中下のい

ゐ 中下のゐ ひ (以上卷二)

を 中下のを

お 中下のお

中下のほ (以上卷三)

え 中下のえ

ゑ 中下のゑ

中下のへ

中下のわ

中下のは

中下のう (以上卷四)

中下のふ

以上はすべて行阿假名遣にいへるものを目安として各語につきて正しき假名を示し、さて次に

「以上依<sub>レ</sub>舊假名遣<sub>ニ</sub>斟酌<sub>ス</sub>以下今加之」といひて次の如く

むとうとまぎるゝ詞

うとむとかよふ類

假名遣の歴史

うとぬとかよふ類  
むとぬとかよふ類  
むともとかよふ類  
むとぶとかよふ類  
ぶともとかよふ類  
べとめとかよふ類  
めと聞ゆるべもじ  
むにまがふぶ  
みにまがふび  
をと聞ゆるふ  
みをうといふ類少々  
みをむといふ類少々  
假名にたがひていふ類  
中下に濁るち  
中下に濁るし  
中下に濁るつ  
中下に濁るす

何ろふといふ言の類 (以上卷五)

といふ項を立て、その紛れ易きものを示し、所々、發音の方法等をも示し、末に國語の音韻につきての特色、その他文字音韻に關する種々の説を載せたり。

契沖はかく假名遣に一定の條理あることを發見し、之をその著に於いて論證せるものなるが、この發表は當時の歌人和學者の間に異常なる反響を起さしむべき筈のものなり。從來定家の名を以て壓倒的威力を以て文壇を支配し來りし定家假名遣はこの書によりて其誤謬又は根據なき點を指摘せられたり。而してその主張する所は確たる根據を有するものなれば定家假名遣にとりては根柢を覆されむとする虞ある脅威なりしなり。然れども、當時さばかり勢力ありしその假名遣が直ちに亡滅すべきにもあらずして之が反動を起すべきは自然の勢なりとす。

抑も定家流の假名遣は室町時代を經、江戸時代に入りても盛んに行はれしが、この時代には先づ林永喜(道春の兄)の東福門院に献れりといふ假名遣書一卷(寫本)ありて、これには寛永四年の奥書ありといふ。未だこの書を見ねど、行阿の假名文字遣を見やすく記したるに止まるものゝ如し。次には伊勢の神官荒木田盛<sup>モリスミ</sup>激の著せる新増假名遣寫本二卷あり。この書は假名文字遣に基づきて之を布衍増補し、詞をばその頭字によりて伊呂波分にし類聚したるものなるが、更に之を増訂して類字假名遣と題して出版せり。この書は七卷に分ち寛文六年九月に出版せられたり。而してこの書には林鵝峯

(向陽子)のものせる新增假名遣の跋ありて「庚子仲秋」と署せるを見れば、本書の成れるは萬治三年にありしものたるを知るべし。この書にも日本紀萬葉集等を徴とせるものあれど、その根本の主義は定家假名遣に従ひ「を」「お」の別など全くそれに盲従せるものなり。又延寶四年正月に出版せられし一步といふ二卷の書(著者未詳)ありて、その下卷に假名遣を説けるあり、又元祿四年八月に出版せられし初心假名遣といふ書一卷(これも著者未詳)あり。これらの中には定家假名遣の誤を訂せりと稱するものあれど、要するに、この主義の範裡を出づるものにあらざるなり。

契沖の同時に橘成員といふ人あり。江戸芝の人にして山崎吉里といふ人なりといふ。定家假名遣に基づきて増訂を加へ、假名字例といふ四卷の書を著し延寶六年に江戸にて出版せしが、和字正濫鈔の出づるや、更にそれを増訂して倭字古今通例全書八卷をあらはして契沖の説に反抗せり。この書は元祿八年七月の自序ありて同九年八月に出版せられたるものなれば、正濫鈔に後ること約一年なりとす。この書は紛らはしき假名のある詞を頭字にていろは分にし、そのいろはの字毎に節用集の如く、乾坤、氣形、生植、服器、雑事の五部類に分ち各の詞毎に漢字を添へ、解釋を加へたるものなり。その總論に於いて、次の如くいへるあり。

近年かな遣の書あまた出たり。或雑淆し、或古書を證據にたて愚昧のたしかにおもふやうにしなせり。徴とするにたれとおもふらめ。一向かなを不知ゆへなり。假

名のゆへんをつまびらかにせば、古今の是非得失たなごゝろを見るがごとくならん。これにてはたゞ當時多く出でたる假名遣の書を汎く難じたる如くに見えて、必ずしも契沖に當れりといふべからざるが如し。然れども、

畢竟かなづかひの法往昔いまだ不足。日本紀より三代實錄までの國史、万葉集、新撰万葉、古語拾遺、舊事記、古事記、延喜式、和名抄、古今和歌集、其外家々の集のかな、よみこゑとりまじへ、又はをおえゑ亂てあり。今かやうの書を假名の證據とさだめがたし。しかれども其中に用不用あり、とるべきものをとり、取がたきものはとらざる也。右の書を證據とする時は假名遣の法はなき也。いかやうにかいてもくらしからぬになるべし。

といへるはまさしく契沖の根本主義に對して反抗せるものにして當時契沖以外にこの主義を奉じたるものあるべからざるなり。かくて彼は自己の主張する假名遣の根本主義を揚言して曰はく

假名の法は平上去入の四聲にしたがひてさだまりぬ。……なんぞ舊記になづまんならぬ。只理の正道にしたがひて可也。

といへり。この成員は定家假名遣の擁護者なりしが爲に、この言論は近頃まで親行、行阿の假名遣の主義が四聲によれるものなりと誤認せしむるに至りし根源にして、所謂鼻肩の引倒ともいふべく、定家假名遣をして冤罪を蒙らしむる基をなせるものとして親



行、行阿の身にとりては迷惑千萬の事といふべし。かの假名遣は既にいへる如く、なほ従來の慣例を基としたるものにして、たゞ契沖及びその祖述者のは紀記万葉等最古の文献に溯り、親行行阿のはその時代より少しく前なる例によれるの差あるに止まれるなり。然るに成員はこゝに「四聲にしたがひて定まりぬ」といひ、「理の正道にしたがひて可也」といへり。然らば、かれは四聲によりて如何に區別するが正しき道理によれるものなるかを示したりや。その著一部八卷を精査するに、一もこの正理正道のこゝに在ることを示したるを見ざるなり。而して彼は秘傳を重んじたることはその序説中「端い」の末に「委<sub>二</sub>口傳<sub>一</sub>」といひ、「中<sub>二</sub>あ<sub>一</sub>」「奥<sub>二</sub>ひ<sub>一</sub>」の末に各「口傳」といひ「端へ」の末に「何も口傳」といひ、「中<sub>二</sub>い<sub>一</sub>」の文中に「但口傳有」といひ、「奥<sub>二</sub>え<sub>一</sub>」の文中に「ええの差別傳受の上詳也」などいひ、なほ他の條にも盛んに「口傳」又「傳」といふことをいへり。その口傳といふものゝ如何なる事のありしか、外間より知るを得ざるものといはゞいへ、成員のいふ所の四聲によりて「い、ひ、ゐ」「お、ほ、を」を分ち用ゐるが如き道理の存すべきいはれなきことは仙源抄の跋に既に喝破せられたる所にして今更識者をまたずしても知らるゝことなり。

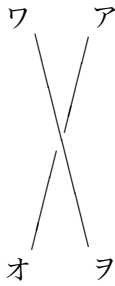
成員のこの書は名をこそさゞざれ、契沖をさして、「一向かなを不知ゆへなり」とまで漫罵せるものなるはいふをまたず。こゝに於いて契沖は倭字正濫通妨抄をあらはしてその説を反駁せり。この書は五卷ありて、元祿十年八月に成稿せる由末に記せり。本

書は京都北野神社に自筆の草稿一部存するのみなりしが、近時契沖全集によりてはじめて世に弘まれり。この書は徹頭徹尾通例全書を的として、その誤謬僻説を駁撃せしものにして、その巻一を總論とし、巻二以下は通例全書の誤謬ある語をば順次に摘出して批評せり。而してその批評の態度を見るに、序跋の言句に至るまでも、一言一句をも捕へて反駁批評し、殆ど餘す所なしといふべく、言辞激烈にして、その人を罵りて背面先生といひ、その著を嘲りて千歳笑又は貳過集といひ、或は所々狂歌をつくりて罵倒したるなど、殆ど契沖の性格を疑はしむるに至るべきものあり。當時契沖五十八歳なるに少壯血氣の徒の言動にも似たりと評すべき點あり。今その何故に、かく激怒せしかの所以を知らず。然れども、その學術上の論證を下せる所は確乎として決して感情に走りて是非をいひくろめむとするが如き弊なきなり。しかも、かく大人氣なき言を弄する間にも學術的には進境あるを示し、正濫鈔にはざりし事項を補ひ、足らざりし證を加へ、考説の上にも訂正を施したる所あり。さてその通妨抄はさすがに之を世に公にするを憚りしものと見え、後この通妨抄を更に改め補ひて、和字正濫要略一卷を著せり。この書は元祿十一年五月に成れるものにして久しく寫本としてのみ傳へられしが、明治三十四年語學叢書の中に收められてはじめて版本となれるものなり。この書はその本文のはじめに「和字正濫通妨抄補改」と記せる如く、通妨抄を改めて綴れること明かなるが、恐らくは通妨抄の過激なりしを改めてかくせしものなるべきか。その體裁は先づ序説あ

りて次に正濫鈔の順序に基づきて、自著正濫鈔の誤を正し、同時に通例全書の非を指摘せり。而して通妨抄に於いて自ら發見せし新説は大抵この書に收めたり。

以上三書によりて契沖の假名遣に對する主義とその研究方法と同時にその研究の結果も見るを得べきものなるが、契沖は如何にしてかゝる主張をなすに至りしか。契沖もはじめは定家假名遣に従ひしことはその自選歌集延寶集の和歌等にその假名遣を遵奉したりしにても知らるべし。然るにその萬葉集の研究よりして汎く古典を見るにつれて、終に彼をして、定家假名遣の根據薄弱なることをさとらしめ、歸納的に古代の假名遣に一定の規律あるを認めしむるに至れるものと見ゆるなり。契沖の前驅ともいふべき成俊は定家假名遣の根據なきを指摘したるが、契沖に至りてそれを事實上より證明せりといふべきものなり。今契沖の假名遣研究の發展の跡を見るに、代匠記の初稿に於いて、既に假名遣を論ずる所あり。されど、その論極めて粗なり。その清撰本に至りては總説中に「集中假名の事」といふ一目を立て、之を詳論せり。この時既に正濫鈔の基礎はなれりといふべく、正濫鈔の總説にいへる事の大體はこの中に見えたるなり。さて正濫鈔及び正濫要略にあげたる假名遣の總數千九百八十六語に上れるが、それらの大部は證たる文献を示したれど、文献の明記なきもの六百五十六語あり。その文献の明記なきものを如何にして定めしかと見るに、所謂語のはたらきによりて推定したるものあり、又音通、音便によりて推定したるものあり、又音の縮約、省略によると推定したるものあり。又

語源を考へて推定したるものあり。又た、從來の例によるといへるものあり。これらは多く定家假名遣によれり。そのうち語のはたらき、音通、音便、音の縮約、省略によりて推定したるものは大體に於いて學術的の推定によるといふをうべきものなるが、その語源を考ふことに於いては多少學術的のものもあれど、また常識的のものも少からず。この常識的語源説によるものとたゞ從來の例によるとせるものとは學術的に價値ありと認められざるものにして後世に至るまで、その説の弱點と目せらるべきものなるが、その他の點に於いても、もとより缺點なきにあらず。その二三をいはゞ、その説く所の聲音の理論は主として彼が悉曇を學びしより來る所にして尋常歌學者の及ばざる所なりといへども、しかも又その眞言宗の僧たりしが爲に、その言説中往々密教に附會せる如き點の存するを著しき點とす。而して當時世に流布せる五十音圖が「オ、ヲ」の所屬をあやまり、「ヲ」をア行に「オ」をワ行に屬せしめしを、さすがの契沖もその誤に心づかず、それが爲に假名遣の上に一貫の理論を立つること能はざりしが如き最も大なる缺陷にしてこれが爲に正濫鈔に



かくの如くすみちがへにかよへり。

などいふが如き僻説を立つるに至れるなどの事あり。或は又仙源抄の跋を明魏の言と速了し、なほその言をも誤解して的是はづれの攻撃をなせる如き缺陷も存す。然れどもその説の最大部分はもとより根據確實なるものなれば、これより後契沖のこの研究は永く後世の摸楷となれり。

契沖の功績は假名遣の上に確たる根據を與へし點に存し、永く後世の仰ぐ所となれるが、しかも、この後なほ定家假名遣を奉ずるもの少からざりき。たとへば、元祿十二年に出版せし貝原益軒の著なる和字解一卷、寶永五年に出版せし假名遣拾芥抄一卷（佐々井祐清著）享保五年に出版せし假名遣秘解二卷（水溪居秀「善藏」著）寛保元年に出版せし假名遣問答抄五卷（服部吟照著）寶曆四年五月に出版せし万葉假名遣一卷（青木鷲水著）。この万葉とは万のことばの義にして萬葉集には關係なし。假名文字遣の應永本によりて増補せる由明かにいへり。實曆四年八月に出版せし僧文雄の和字大觀抄二卷など、みなその説く所の假名遣は定家假名遣を標準とせるものなり。

かの如く定家假名遣の繼承者續々世に出でたれど、契沖の主義は漸次に世の信任を受くるに至れり。然れどもなほ契沖の主義に反對する學者なきにあらず。その著しきものをいはむに先づ上田秋成の靈語通をあぐべし。靈語通はその序によれば、神名、國號、名物、咏歌、用語、假字の六編より成れるもの、由なれど、出版せられたるはその第五假字篇の一卷のみにして、他の五篇は如何になりしか詳かならず。この假字篇は寛

政七年十一月越魚臣の序ありて寛政九年二月に出版せられしものにして、音韻文字につきての或人の御説といふものを説きて、之を敷衍したるものなるが、便利主義或は放任主義ともいふべきものを主張し、主として契沖の説に反抗せるものと見るべく、その説極端に走りて

假名遣は古則今法何れによるとも人工の私物なるには何の是非をかいふべき

といひ、終に上代の世に假名の用る方に一定の條理などあるべきにあらざと放言するに至れり。されど、その放言にはもとより根據なく、事實上の反證存するのみならず、之を私物なりなど論するに至りては文字の社會性を知らざる漫罵にすぎざるが故にこの説世に行はるゝに至らざりしなり。然れども、この説に對して以後に寺田長興の太津可豆衛三卷（弘化四年九月成、嘉永二年五月刊）岡本保孝の靈語通砭鍼一卷（明治六年十二月成寫本）等駁撃を加へたるものありて、世に之を信ずるものなくなりぬ。

以上の如く反對者も出でたりしかど、契沖の主義は漸次に世にひろまるに至れり。さてその契沖の假名遣研究は大體確實なる學術的の根據に立てりといへどもそのあげたる語の約三分一は例證を缺けるものなり。而してかくの如きは古代の文献に徵證を求めむとする主義に於いては著しき缺陷といふべきものなり。契沖の後約七十年にして掛取魚彦の古言梯出づ。この書は一卷にして明和元年八月に成り同二年五月に大阪河内屋源七郎の出版せしものなり。その書はじめに總説あり、次いで各語を頭字によりて

五十音順に類聚しあげたるものなるが、契沖の主義を奉じ、契沖の時未だ知られざりし書たとへば、新撰字鏡の如きものなどにひろく證を求めてその誤れるを正し、不足を補ひたるものにして、あぐる所の語すべて千八百八十三語悉くその理由を示せり。この書出で、より後、假名遣を論ずるもの多くは之により又、之が補訂を企つるものあり。村田春海は假字大意抄一卷（享和元年八月成、文化七年刊行）をあらはして假名遣の事を論じ、假字拾要一卷（寫本）をあらはして古言梯に誤り、又は洩らしたる假名遣を集めてその例證を示したり。古言梯には又再考せる本ありて、文政三年に出版せり。この再考本には増補標注と注せるが、その標注は村田春海、清水濱臣の説を加へたるものなり。その標注にあげたる春海の説は假字拾要以前のものにして自ら別のものなりとす。又文化四年に出版せし市岡猛彦の著雅言假字格二卷（もと増補古言梯といひしものと見ゆ。文化十三年に訂正せり。）文化十一年に出版せし同拾遺二卷あり。これらは古言梯を増補訂正せしものにして假字格に於いて二百六十言を補ひたるが、これには一切例證を省けるが、拾遺に載する所凡そ七百七十七言はすべて出典を示せり。されば市岡の補ひしものすべて千餘言なりとす。又弘化三年に山田常典の古言梯に増補して同四年に出版せし増補古言梯標注といふものあり。これはかの春海濱臣の標注せし本に、更に増補せしものにして、常典の増補せしもの凡て百五十言なりといへり。はじめ古言梯にありても當時の五十音圖の誤を襲ひて「オ」をワ行に「ヲ」をア行に加へ、その順序に従

ひしが、雅言假字格及び山田の標注古言梯にはこれを正し本文に於いてもその位置を正しきにおきかへたり。こは本居宣長の研究、を所屬辨によりて明確にせられしものなるが、こゝにそれに基づきてかく改めしなり。こゝに於いて假名遣の書ははじめて大成せりといふべく、假名遣の標準確立して明治時代に至れり。

以上の外なほ契沖の主義を奉ぜる書として正誤假名遣一卷（賀茂季鷹編、天明八年成、刊本。但しこの書にはかへりて誤れる點あり。）古今假字つかひ一卷（橋本稻彦編、文政十年刊）等あれど、要するに契沖の主義を奉ずるものとしては古言梯、雅言假字格をその主なるものとすべきなり。かゝる間に黒澤翁滿が假名遣暗記法といふことをいひ出したるは學術上の事ならねどこゝに附記する價值あるべし。その法は先づその假名の誤り易き點を明かにし、而してその最も少き部分を暗記して他を推すべしといふにあり。以上の外に弘化の頃に高橋殘夢といふ人ありて、その主張する言靈説を基として古假名にもあらず、定家の假名遣にもあらぬ一種の假名遣を唱へて國字定源二卷（弘化元年八月成、寫本）を著せり。然れど世に反響なくして終れり。



## 第四章 字音假名遣

字音の假名遣は上代には問題となりしを見ず。定家假名遣に往々字音の語を交へ上げたれど、特に字音として取り出し論じたるにあらず。契沖の和字正濫鈔にも往々字音の語を交ふれども、これとても字音として特に論ぜるものにあらず。字音として特にその假名を論定せるものは本居宣長の字音假字用格をはじめとすべし。この書は主として漢吳二音につきて、その音の記載法を論じたるものにして、はじめに總論として喉音三行辨ありて「アイウエオ」「ヤイユエヨ」「ワヰウヱヲ」の差別を論じ、次に「を」所屬辨ありて中世以來の五十音圖の「オ、ヲ」の所屬を誤れることを辨じて之を正しきにかへし、次に字音假字總論あり、かくて各論にうつれるが、これに關聯して漢字三音考ありて二者によりて字音を論定せる點頗る多く、従つて字音の假名遣もこゝに基礎を立てたりといふべし。

爾來字音の研究は自然にこの假名遣の研究を誘起し太田全齋の漢吳音圖（文化十二年成刊本）黒川春村の音韻考證（文久二年に稿す。寫本二十二卷と稱す）等ありて、本邦古代の字音の研究も漸く精密になれり。春村の門人白井寛蔭は音韻假字用例三卷（圖一卷、附説二卷、萬延元年に出版せり）を著して字音の假名遣を研究せるが、その附説に於て本居の字音假字用格を批評是正して餘蘊なきものにして字音の假名遣はこゝに至

りて略大成せられたり。然れどもその説は多く師たる春村の説なりと傳ふ。その後岡本保孝の音韻答問錄（寫本）ありて正確を以て稱せらる。

要するに字音假名遣はその研究史は頗る單純にして以上述ぶる所を多く出づる所なきが、その研究の基礎とする所は古典に見ゆる實例と古字書に見ゆる反切とを参照して定めしものにして細部につきては種々異議も立てうべしといへども大體に於いて合理的のものといふべきなり。

## 第五章 明治時代以來の假名遣

契沖出で、復古假名遣の基礎確立し、掛取魚彦の古言梯出で、その假名遣を大成してより天下の勢はこゝに一定して、これより後、多少之を増訂せしものありしかど、著しきもの出でざりしことは既に説ける如くなるが、かくして假名遣の世界は平穩の狀態に歸し、これに關する論議は稀なるさまになれり。かくの如くして世は改まりて明治の王政復古となりしが、その政府に於いて用ゐし假名遣はもとよりこの復古假名遣たりしこといふまでもなく、新聞雜誌、諸種の報告著述すべて之によりて天下眞に統一せられたる觀を呈せり。

されば學校を興し、教育を普及せしめらるゝに及びても、その教科書はもとより一切

この假名遣によりて行ひしことなるが、これらの爲に、夙に書をあらはせるものは物集高見氏なり。氏は明治十五六年の頃東京大學、東京師範學校、華族女學校に於いてかなづかひを教授せられしが、その教授草案は明治十八年十二月にかなづかひ教科書といふ名を以て出版せられたり。この書は清音、濁音、音便の三項に分ちて假名遣をあげ、同異を辨すべきものにつきて、少き語を記憶し、他を類推する法即ち黒澤翁滿の發明せし方法に則りて之を教へられしなり。氏は又「かなのしをり」といふ書を著して明治十七年九月に出版せり。これは小なる假名遣の辭典なり。これより後、かなづかひの教科書、便覽、及び辭典等の類屢々出版せられ又多くの文典中にも之を説きたるが、今一々それらを枚擧する遑を有せず。而してこれらはいづれも、契沖及び宣長の主義を奉ぜしものにあらざるはなし。

さてこの時代に於いて假名遣につきて異論の起りしは何時頃よりなるか、未だ之を明かにすること能はずといへども、その事の著しく見ゆるは、明治十六年に「かなのくわい」の起れる時に、その會員中に、正しき假名遣を守らむと主張するものと、正しき假名遣を守らず、發音の實際に近き形に書き出さむと主張するものとの争の生ぜし時なるべく思はる。かくてその「かなのくわい」は月雪花の三部に分れ、月の部は正しき假名遣により、雪の部は發音の實際に近き形に書くを主義とし、花の部は五十音の原を正して假名の數を増さむとし、各その主義によりて純假名文をものして世に廣めむとせし

が、これらの運動も明治二十年頃より漸次に消滅せる姿になれり。かくてかの正しき假名遣は益々弘く行はれたり。

然れどもこの假名遣の問題は一部の人々の間に残り傳はり多少之を議する人も無きにあらずりしかば、明治二十六年頃、時の文部大臣井上毅氏は文科大學及び、第一高等學校に假名遣に關する意見を諮問せしことありしに、それら諸學校の諸教授は從來の假名遣を擁護したるものと、之を改定するを可とするものとありきといふ。かくて明治二十七八年の戰役後國字國語の改良論勃興したる際假名遣を論ずるもの亦あらはれ、明治三十三年七月に帝國教育會の國字改良部の假字部門に於いて假名決議といふものを發表せしが

國語及び字音の假名遣を全廢して發音通にすること

といふこと、その内に加へられて公表せられたるが、同年八月に文部省は小學校校令を改めて、その施行細則に於いて、從來の字音假名遣を全廢して、發音の姿に近き形をとり、數箇の類似音を一にし、又「くわ」を「が」に合せ、「ぢ」を「じ」に「づ」を「ず」に併することとし（但「くわ」「ぢ」「づ」は從來の例によるも妨なしとせり。）その長音符なるものは「おー」「こー」の如き記載法をとるべきことを令せり。世に之を文部省の棒引假名遣といひ、その當時世論囂々として或は賛成或は反對せり。然れども、明治三十四年四月よりこれを實地に小學校の教育に行ふに及び、その不合理と、そ

の字音の假名遣と國語の假名遣とに主義の矛盾ある爲に、之を嚴重に區別して教育することは到底不可能にして、その實施の結果、その記載法の混亂名狀すべからざる醜態を呈せることは保科孝一氏の改定假名遣に特筆せられたるを見ても一斑は知らるべく、又明治三十八年に視學官吉岡郷甫氏が熊本、宮崎の二縣に出張して各地の小學校、中學校、高等女學校に於いて調査せられし結果をば、當時文部省より假名遣試験成績表と題して出版せし報告書にても明かなりとす。而して世論また之に賛するものもありしかど、この新定假名遣の撤回延期を主張するもの少からざりしなり。これらの事は國字國語改良論說年表にて明かなれば今言はず。

明治三十五年四月に至り文部省は國語調査委員會を設置せしが、同委員會は六月に至りて、調査方針を決議し、又應急調査事項のうちに、國語假名遣及び字音假名遣につきて調査すべきことを加へたり。かくて明治三十七年より、文部省は教科書國定の制度を實行することゝなりしが故に、この假名遣の問題即ちかの棒引假名遣をそのまゝに存すべきか、若くは、その棒引法の主義をば、國語にも及ぼすべきか、或は全く復舊すべきかを考へて一定せざるべからざる急に迫れるが爲に、文部省自ら假名遣改定案を立て、之を明治三十八年二月に高等教育會議國語調査委員會及び各府縣の師範學校等に諮問してそれらの意見を徴したり。その案には大體の方針としては前の棒引法を國語にも及ぼして統一するを主義とせるものなるが、そのうち「ヂ」と「ヅ」を廢する主義な

れど連濁の場合又「チヂム」「ツヅム」の如き場合の「ヂ」「ヅ」を例外として許し、又長音をば「ー」にて記す主義なれど、用言の音便の「ウ」その他一二の場合「ウ」を用ゐるを許すとせるものなり。而して、これを文章にも及ぼし、又小學校のみならず、中等教育にも實行せむことを期待すと聲明せり。而してなほ別に一案を立て、之をも諮問せるが、この案は前の案よりは稍々緩かにして動詞の活用より起る假名遣と、弓爾乎波とは從來のまゝとするものとせり。

高等教育會議はこれが爲に、明治三十八年三月に召集せられしが、その決議の結果、その改正の趣旨には賛成なりといへども、この案につきてはなほ攻究の餘地あり、ことに國語調査委員會にて審議中なれば追て時機を見て再び諮問せられむことを望むと答へたり。國語調査委員會は之に對して同年十一月に答申せり。この答申案は大體文部省の原案の主義に従へるものなるが、「ヂ」「ヅ」の假名遣を國語にても字音にても復活し、なほ長音には「ウ」を用ゐるを原則する如きなどの改定を加へたるものなり。

さて文部省はこの國語調査會案をとりて原案として、明治三十九年十二月再び高等教育會議に諮問したりしに同會議はそのまゝ之を可決したり。然れども、この前後よりして又世間に賛否の論かまびすしくして終に帝國議會に於ける問題となり、明治四十年三月に貴族院より假名遣改正に關する建議をなしたりしかば文部省は之を解決せむと欲して、更に別箇の案をつくり、臨時假名遣調査委員會といふものを明治四十一年五月に

設け、これが可否を諮問せり。その案は國語調査委員會案より多少緩和せられたる點なきにあらずといへども、もとより主義は異なるものにあらざるなり。かくてその調査委員會は、七月まで五回の會議を重ねしかど、異議多くして可否を決するに至らざりしかば、九月に至りて文部省は諮問案を撤回し、幾くもなくしてその會も廢止せられたり。而して文部省は教科書にその改定せむとする假名遣を用ゐることをせずして明治四十三年四月以降はかの棒引の字音假名遣も廢止せられてすべて舊に依ることゝなれり。

大正十年文部省また臨時國語調査會を設けしが、大正十三年十二月二十四日に至りてその會の國語及び字音の假名遣案といふものをば、文部大臣參列の上にて議決せり。その案の内容につきては本書の附録に述べたるを以てこゝに略すべきが、反對論者沛然として起り、余も亦これが不合理なることを認めたるによりて驥尾に附して反對を表明せしが、文部省關係の人々は之が防禦反駁に日も足らざる有様なりしが、大正十四年二月三日衆議院の委員會に於いて議員松山常次郎氏の質問に對へて文部大臣岡田良平氏は、之を教育上に用ゐる意志なき由を言明せり。その間の事情は本書の附録に載せたれば、こゝに略せり。然るに如何なる事情によるか、鐵道大臣小川平吉氏は昭和二年七月に鐵道揭示例規を改めて、「假名遣は臨時國語調査會の定めたるものによる」と規定せり。かくてこの假名遣はこの規定により鐵道の各驛名の標示に用ゐられたれば、世人をしてその不合理を暗黙の間に認識せしめし結果、再び帝國議會の問題となりしが、鐵道大臣

は昭和四年四月十一日に再び其例規を改めて、假名遣は「國定教科書に用ふるもの」によるべしとせり。

## 第六章 回顧

以上吾人は、假名遣の起りし時より最近時に及べるまでの事實を略述せり。今こゝに本書の記述を終ふるに當りて、歴史上の事實を回顧し、假名遣の本體と、假名遣そのものゝ言語及び文献に關する性質とを觀察して識者の教を請はむとす。

今明治以前の歴史上の事實を通觀するに、假名遣は實際上止む能はざる要求より起りたるものなるを見る。即ち、その假名遣の起らむとする前には、混亂の状態ありて、心あるものをして統一を企てしめずしてはあらざる状態にありしものにして、定家假名遣の起れるはこれが爲なりとす。次にはその假名遣は何を標準として定めたるかといふに、いづれも、その制定者が、正しと認めたる歴史的の例證によりて確定を求めたるものなりとす。この點は契沖以後の假名遣はもとより行阿の假名遣また然ることは既に證したる所なるが、定家の假名遣も亦然るべきことはこれ亦既に述べし所なりとす。

然らば假名遣は何が故に以上述ぶる事情に即して生ずるものなるかといふに、これには又第一に人たるものが、一は混亂を避けて整頓せることにつかむとするが故なりとい



ふべく、一は不正を忌みて、正當につかむとするが故なりといふべし。而してその整頓し正當ならむことを望むが爲に、假名遣が標準を舊例に求めたるその根源如何といふに、蓋し、その混亂を生せざりし以前の時代の整頓せる状態を以て、正當なるものと認めたるが故ならむ。然らば、何が故にしかく古代の例を以て假名遣の標準とするかといふに、これ實に文字の根本性質に基づくものといふべし。文字はいふまでもなく視覺に訴ふるものにして平面的延長を有し固定的のものなり。音は聽覺に訴ふるものにして流動的無形のものなり。この故に文字にて記されたる語が一旦成形すれば、それに對する音が、變化を生ずることありとも之に對應して文字は變形することなし。而して文字はそが音字たる場合に於いても、一定の字又は一定の一綴は、決して各一箇づゝの音を箇々にあらはすに止まらずして、その字その一綴にてあらはされたる言語の平面的延長を有する可視的固定的の一定形たるものなりとす。この點は語言の可聽的流動的なるとは頗る趣を異にするものなり。從來の論者多くは、この文字と聲音との特異性を考慮に入るゝことなくして音文字はたゞ音の代表となりといへり。されど、そは一を知りて二を知らざるものといふべし。この故に、若し、文字をして流れうつる聲音につれてたえず變化せしむべしとせば、文字を用ゐての定形的可視的言語は殆ど存せざるに至るべし。この故に、一旦成立せる文字上の語形は、頗る保守的のものにして、その一綴のうち一字を改めてもわれらの可視的言語は形を破壊せられたる感を起すに至るもの

なり。これ外國語にても、無音の文字をその綴より容易に除くこと能はざる理由なり。この理を以て、又人の見なれぬ綴り方をなす時にはたとひそが合理的なる場合にもその一綴が、端的に従來用ゐられる綴の語と同一の語なりといふ意識を生じ難き筈なり。これ假名遣が、その正しとする形を古の用例に求むる所以にして又新しき用方をなして、理論的には不可ならずとする人々も心の奥に於いては嘉納すること能はざる理由もここに存するなり。

さて翻りて明治以來の假名遣改革運動を見るに、その大規模にして一時燎原の勢あるが如くにして、しかも一度も成功せざりしなり。これ果して如何なる理由によるか。今上に述べし事實と道理とを顧みて、その改革運動に照し考ふれば、その運動が正鵠を失するものあるによるを見るべし。先づ第一には本邦に於いて文字をはじめて用ゐたる場合はとにかく、然らざる場合に、舊來の用ゐる方を全く覆して新しき用ゐる方を一擧にして施さむとするは一國文化の基礎を動さむとすることにして、いふべくして行ふべからざる所なり。何を以て文化の基礎を動かすかといふに、凡そ高尚なる思想は言語を待ちて、その運用進展をなすが如く、高度の文明は文字なくしては十分の發展をなすこと難きものなり。されば文字は言語の外的符號に止まるが如くなれど、文化の上より見れば、頗る重大なる關係を有するものなれば、その文字の用法を一擧に改めむとするが如きは文化の基礎を動かすものといふも誣言にあらざるなり。即ち全く發音のまゝに假

名を用ゐたる時代を本邦の史上に求めば、萬葉假名を用ゐ初めし時代にありしならむと想像すべし。されどそれより後は、こゝに定形を生じて、これを以てわが文化の基礎を築き來れるものなれば、之が動搖は往々思想的の危険を伴ふ惧ありとす。明治よりの假名遣改革運動はその精神は國家を愛する熱誠より出でたるはいふをまたざれど、これが爲めに往々國家の文化を根本より動さむとする惧あるものなるを忘るべからず。

然れども、はじめて新しき文字を用ゐるときには吾人の腦裡に可視的言語の定型なきが故に發音のまゝに之を記載しても怪まざるもの往々あり。今の羅馬字にて國語を記載せる場合の如きこれなり。この羅馬字綴は發音のまゝに綴れるものなるに之に對して吾人は別に甚しくその綴り方によりて國語の破壊せられたる感じを起さざるなり。その理由は即ち上に述べし如き事あるによると考へらる。而してさる羅馬字綴とこの假名遣正しき假名綴とが同一所に併記せられありても甚しく矛盾の感を起さしめざる原因も亦こゝに存す。

明治時代に彼の假名遣改革運動の功を奏せざる他の一の原因は今の文章が漢字交り文にして假名遣が實際に用ゐらるゝ部分が用言の語尾と助詞との上に限られ、他はすべて漢字にてかゝるゝが爲にも存すと考へらる。即ちかくの如くなれば、その假名遣は實地の上には用ゐらるる場合極めて少ければ、一般世人にはそれが如何にもなれ、實は大なる影響を感じざるが如く見ゆ。即ちこの問題が實際問題として痛切に之を感ずるもの

多からぬが故に、その賛成者も眞の賛成者にあらず、反對者も眞の反對者にあらずしていつしかその運動も消失するに至るを常とせるなり。若し、その少數の假名の部分につきても必ず之を文部省式の假名遣にすべしと強制せば、決して何人もしか冷淡にすぐすを得ざるべし。況んや若し眞に假名のみを用るよといひてかの如き改革運動起らば、從來の如く、冷淡の態度をとり得ざるに至るべし。この事は最近の鐵道驛名の記載の變更を屢せる事實に徴しても察せらるべし。

次にこの種の改革運動はその前に紛錯を極めたる事實ありて、それが統一を企つるに至りてはじめて起るべきなり。今明治時代以後は確乎と統一の姿を呈し來れるものにして、これが統一改革を要求する國民的運動の起るべき原因なきなり。混亂なくしては統一運動の必要なきことは三歳の幼兒といふとも之を知らむ。わが文部省はかつて棒引假名遣を強制して徒らに混亂を起さしめ國民を害せしこと少からざりしなり。凡そ政治の要は中正の道を進み、止む能はずしてはじめて行ふを要諦とす。衆に先んじて言語文字の改革を企つるが如きは行政官の行ふべき事にあらず。況んやこれによりて紛亂を醸し、害毒を流すに於いてをや。

されど、余輩は一切改革すべからずといふにあらず。これを行ふに道あり。その道は徐々に之を行ふにあり。何が故に徐々に行ふべきかといふに、國民の十分なる納得を経たる上にて行はざるべからざるを以てなり。而して國民の十分なる納得を経る所以の

道はその改革方法が合理的基礎の上に立てることを示すことによらざるべからず。而してその合理的の基礎は何によりて得べきかといふに根本的調査を経てはじめて得べきなり。かくの如くして着々進まば、道理の正しき限り行はれざらむことはあるべからず。十分の理由を示さず、一擧して根本的改革を施さむとするが如きは一國の文化の基礎を動かさむとする虞あるものにして一種のクウデタアといふべきものなり。